

東京都排出量取引セミナー & マッチングフェア2026
「排出取引概要」
～第3計画期間の義務履行に向けて～



2026年6月
東京都環境局

排出量取引概要 目次

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要(スライド2)

- 1. (1) 総量削減義務
- 1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引
- 1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点(スライド6)

- 2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット
- 2. (2) 超過削減量
- 2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)
- 2. (4) 埼玉連携クレジット
- 2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ(スライド14)

- 3. (1) 排出量取引の検討
- 3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
- 3. (3) ステップ1:削減量等の確認(指定管理口座)
- 3. (4) ステップ2:一般管理口座の開設等
- 3. (5) ステップ3:取引先の見つけ方
- 3. (6) ステップ4:削減量等の振替

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

1. (1) 総量削減義務

1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引

1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット

2. (2) 超過削減量

2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)

2. (4) 埼玉連携クレジット

2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ

3. (1) 排出量取引の検討

3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ

3. (3) ステップ1:削減量等の確認(指定管理口座)

3. (4) ステップ2:一般管理口座の開設等

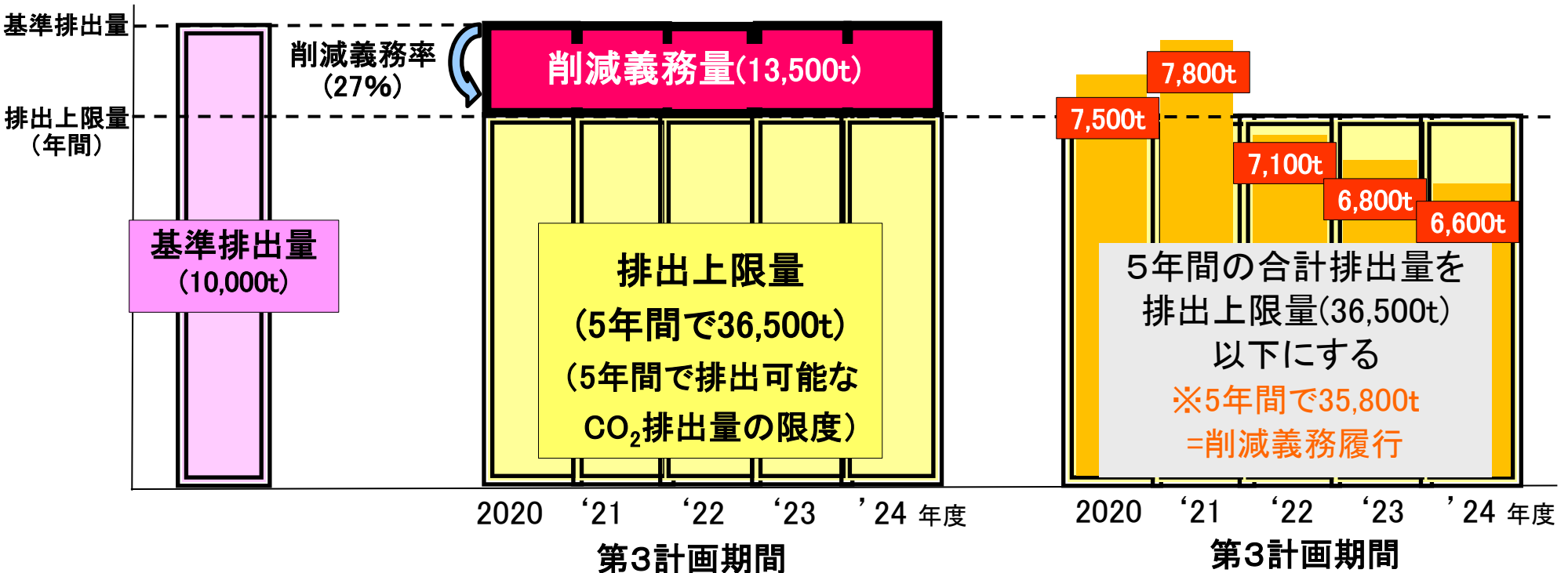
3. (5) ステップ3:取引先の見つけ方

3. (6) ステップ4:削減量等の振替

1. (1) 総量削減義務

◎ 削減義務＝削減義務期間(5年間)の合計排出量を、排出上限量以下にする

基準排出量	×	削減義務率	×	削減義務期間	⇒	削減義務量
例：10,000t	×	27%	×	5年間	=	13,500t
基準排出量	×	削減義務期間	－	削減義務量	⇒	排出上限量
例：10,000t	×	5年間	－	13,500t	=	36,500t



1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引

排出上限量 以下にする3つの手法

1: 自らの事業所で削減

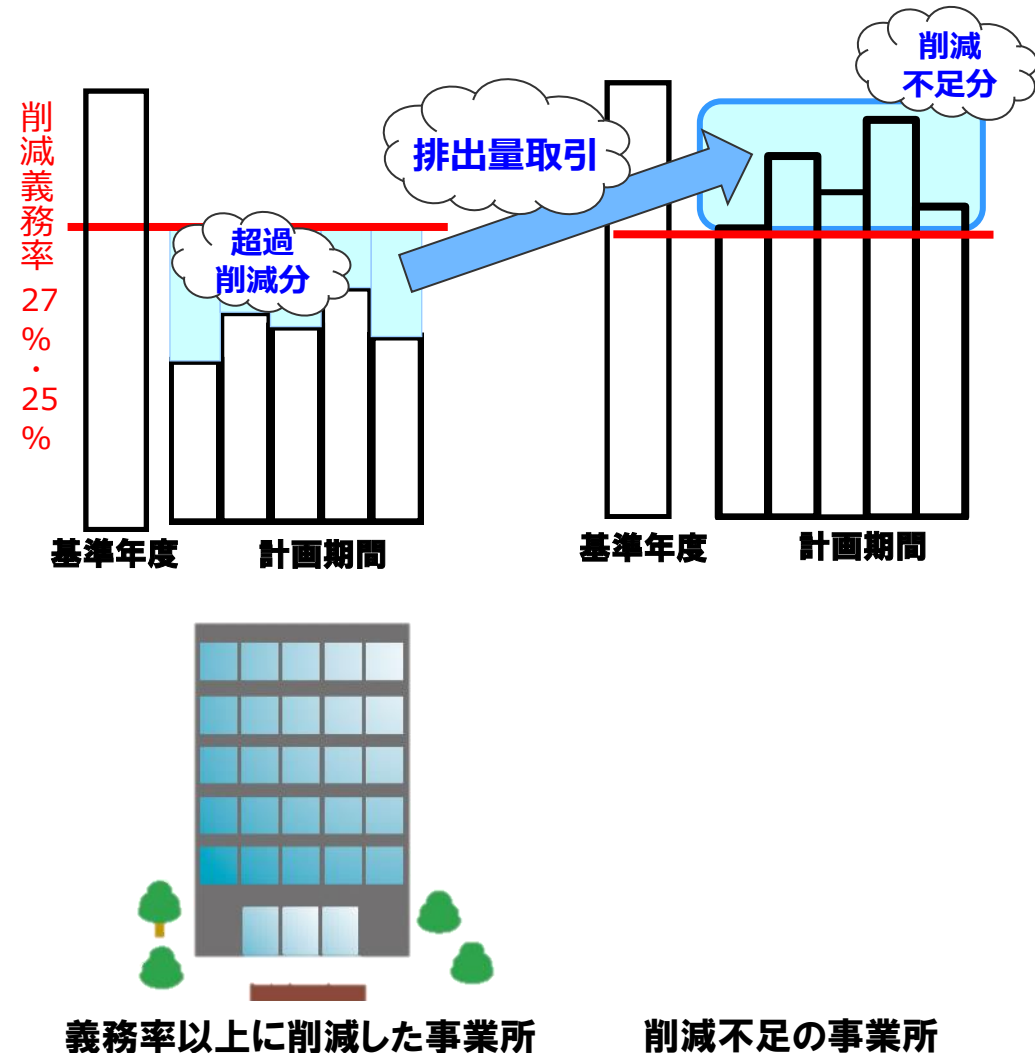
各事業所に適した削減手法を選んで
自ら削減する方法

2: 第2計画期間からのバンキング

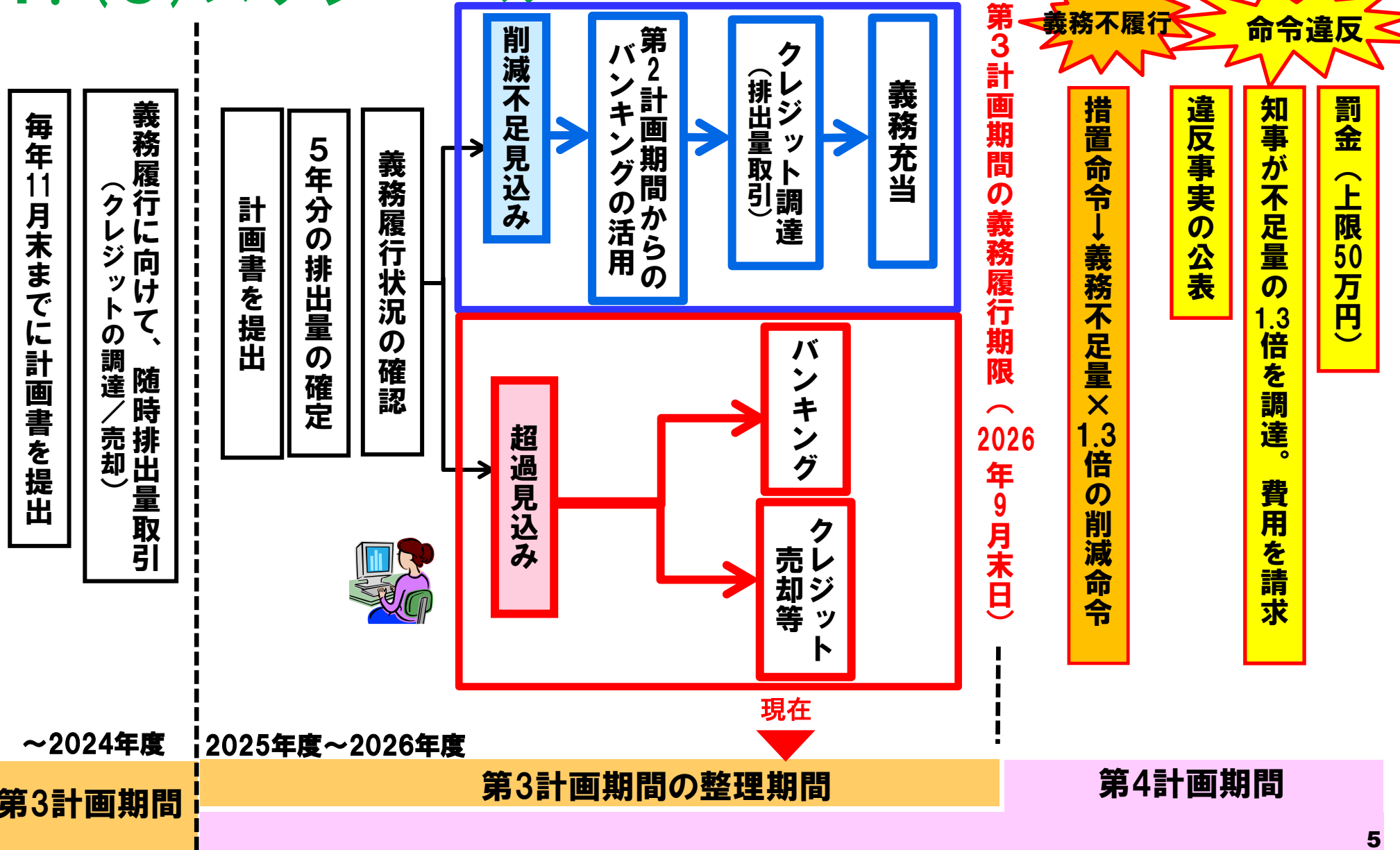
第2計画期間の超過削減量や
クレジットを第3計画期間に利用

3: 排出量取引

削減対策の実施により創出された削減
量等を取引により調達する方法



1. (3) スケジュール



1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

- 1. (1) 総量削減義務
- 1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引
- 1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点

- 2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット
- 2. (2) 超過削減量
- 2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)
- 2. (4) 埼玉連携クレジット
- 2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ

- 3. (1) 排出量取引の検討
- 3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
- 3. (3) ステップ1:削減量等の確認(指定管理口座)
- 3. (4) ステップ2:一般管理口座の開設等
- 3. (5) ステップ3:取引先の見つけ方
- 3. (6) ステップ4:削減量等の振替

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット

5つのクレジット 都基準によりクレジット化

“クレジット”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のこと

クレジット等の名称		概要（第3計画期間）
	超過削減量	対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所が都が定める対策の実施により削減した量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・その他削減量: グリーンエネルギー証書等の他制度による環境価値 ・環境価値換算量: 都が認定する設備により創出された環境価値
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット(第4計画期間は、中小クレジットの相互利用を一時休止)

2. (2) 超過削減量（第3計画期間）

売り手

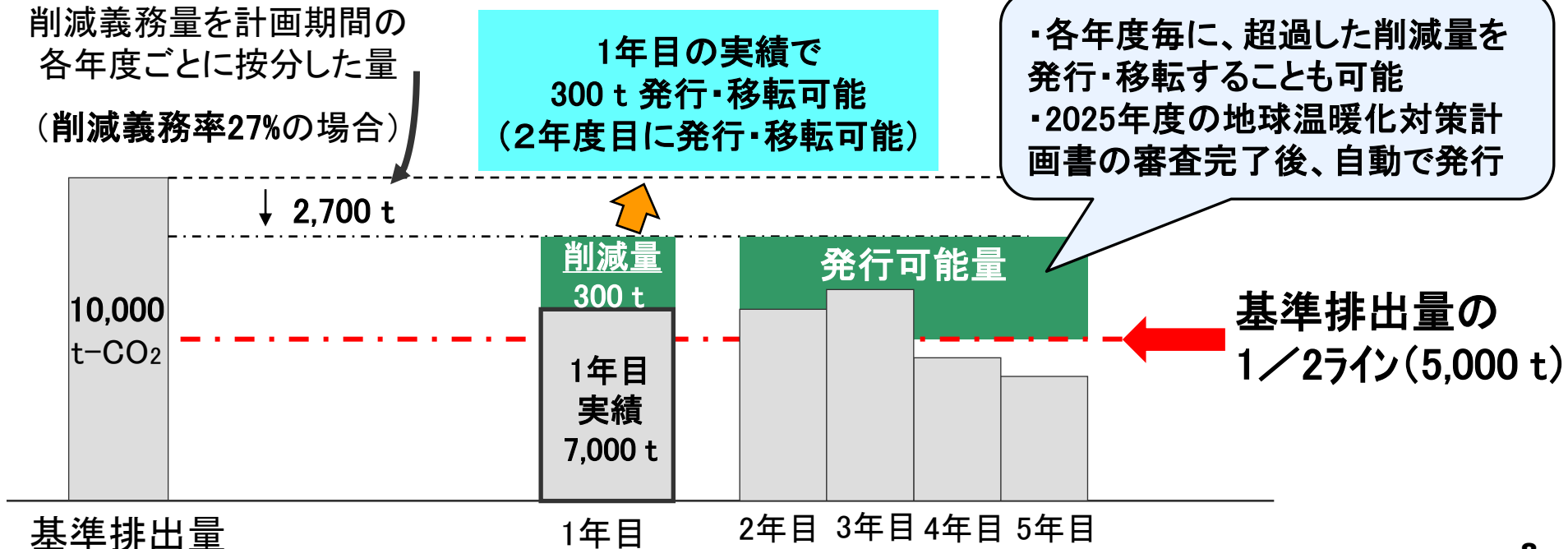
- 削減義務量を計画期間の各年度ごとに按分し、その超過した削減量を計画期間2年度目から発行・移転することも可能
- 削減量の算定は、**基準排出量の1/2を上限**

買い手

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

(例) 削減義務量を計画期間の各年度ごとに按分した量
(削減義務率27%の場合)



2. (2) 超過削減量

超過削減量の自動発行

- 計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階で、
都が各事業所の指定管理口座に自動で発行

※超過削減量の発行申請は不要

※保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能

バンキング

- 発行した超過削減量は、翌計画期間に持ち越して(バンキング)利用することも可能
- バンキングは期日の到来とともに自動で行われるため、手続は不要

2. (3) 再エネクレジット (その他削減量)

再エネクレジット(その他削減量)

- グリーン電力証書/グリーン熱証書等を再エネクレジット化したもの

再エネクレジット(その他削減量)の発行

- 「電力等の認証申請」「クレジットの発行申請」の両方必要(同時申請)

< 手続フロー >

① グリーン電力
証書購入

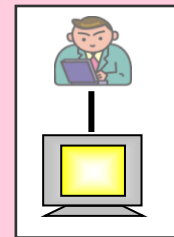


② 東京都に申請書提出
・ 電力等の認証申請
・ クレジット発行申請

電力等の
認証申請
〇〇kWh

クレジット
発行申請
〇〇t-CO2

③ 一般管理口座に
クレジット発行



対象事業者
一般管理口座

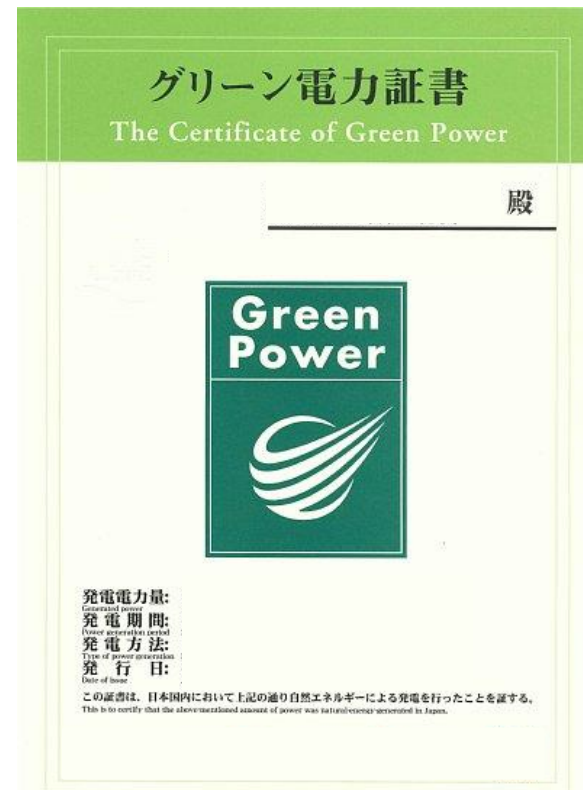
2. (3) 再エネクレジット (その他削減量)

第4計画期間の改正事項

- 再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数等の変更

再エネクレジットの量の算定方法
認証電力(熱)量 × 換算係数 × 倍率(1.0)

- ・「換算係数」は、クレジットの発行申請年度に使用するものとして東京都が公表する排出係数(都内平均値)を使用する。
- ・申請年度に使用する排出係数(都内平均値)を換算係数とする場合は、当該年度の1月末までに「電力等の認証申請」「クレジットの発行申請」の提出が必要。
- ・2026年度以降の申請は、バイオマス発電の場合、バイオマスの持続可能性が確認できる資料(バイオマスの基準適合に関する資料)の添付が必要。



本制度への利用目的で購入した証書を保有しており、第3計画期間の削減義務の履行に利用する場合は、認証等の手続に期間を要しますので、早急に相談窓口まで御相談・御連絡ください。

2. (4) 埼玉連携クレジット

売り手(埼玉県事業者)

買い手(東京都事業者)

超過削減量

- ・ 基準排出量が15万t-CO₂以下
- ・ 埼玉県制度における目標の達成が確認されたもの

県内中小クレジット

- ・ 埼玉県から発行を受けた県内中小クレジット
※第3計画期間発行分まで

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

埼玉県と東京都の両方に申請

- 埼玉県へのクレジット減少申請、東京都へのクレジット増加申請が必要
※東京都と埼玉県にそれぞれ一般管理口座が必要、東京都と埼玉県の口座名義人は同一

提出先:埼玉県

クレジット等の移転申請提出
(減少記録の申請)
※減少記録証明書の受領

提出先:東京都

クレジット等の取得申請提出
(増加記録の申請)
※振替可能削減量等発行等申請書提出

2. (5) クレジット利用に関する留意点

クレジット保有量、利用する計画期間、クレジットの有効期間を確認

- クレジット保有量、有効期間は、システムの<残高照会>で確認

<残高照会画面>

項番	クレジットシリアル番号 (FROM - TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号/クレジット 創出事業番号	クレジット量 (t-CO ₂)	削減年度	利用可能な 削減計画期間
1	130-1001~ 130-1100	超過削減量	〇〇〇〇	100	2019	第二、第三
2	130-1101~ 130-1300	都内中小クレジット	△△△△	200	2019	第二、第三
3	130-1301~ 130-1600	再エネクレジット(環境価値換算量) (風力)	◇◇◇◇	300	2021	第三、第四

クレジットの種類による利用制限を考慮

- 都外クレジット: 削減義務量の1/3を上限として義務充当に使用可能
- 埼玉県の超過削減量: 基準排出量15万t-CO₂以下
埼玉県制度の目標達成が確認されたもの

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

- 1. (1) 総量削減義務
- 1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引
- 1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点

- 2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット
- 2. (2) 超過削減量
- 2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)
- 2. (4) 埼玉連携クレジット
- 2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ

- 3. (1) 排出量取引の検討
- 3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
- 3. (3) ステップ1:削減量等の確認(指定管理口座)
- 3. (4) ステップ2:一般管理口座の開設等
- 3. (5) ステップ3:取引先の見つけ方
- 3. (6) ステップ4:削減量等の振替

3. (1) 排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断
→ 必要な場合、クレジット取得のための手続を開始

<仕組み>

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定



3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量等の確認(指定管理口座):

義務履行のために削減量等のクレジットを調達する必要があるか、
超過削減量の発行が見込めるのか等をシステムで確認

2. 取引用口座(一般管理口座)の開設等:

排出量取引をする場合、①一般管理口座の開設(要申請)、
②指定管理口座との関連付け(要申請)が必要

3. 取引先の確保:

クレジットの購入先又は販売先を決定

【取引先の見つけ方】

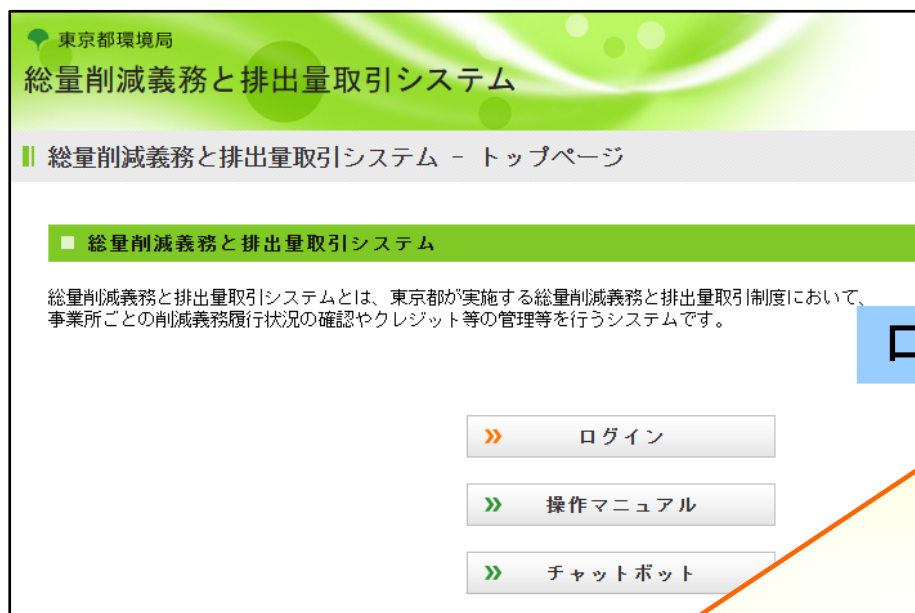
システムの見積登録受付情報への登録・活用、仲介事業者を活用等

4. 削減量等の振替(移転・取得):

取引するクレジットの振替(移転・取得)を申請により実施

3. (3) ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

- ・ **義務履行状況照会で確認**
- ・ 指定管理口座の口座名義人用ユーザIDを用いてシステムにログイン



ログイン



指定管理口座開設時に送付される通知書に記載された
口座簿利用者番号(ユーザID)でログインしてください

3. (3) ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

● 不足量を確認

- ① 「不足量」に表示
- ② 「不足する削減量」 - ③ 「クレジット保有量」

● 一般管理口座のクレジット保有量を確認

- ④ 一般管理口座に保有するクレジット量を確認（一般管理口座がある場合）

● 排出量取引の必要性を確認

④ 一般管理口座に保有するクレジット量



① 不足量

排出量取引が必要

● クレジット調達量の確認

クレジット調達量
600t

= ① 不足量
600t

- ④ 一般管理口座のクレジット保有量
0t

義務履行状況

第一計画期間 第二計画期間 第三計画期間

削減義務期間	第三計画期間		
削減義務期間	2020年度	削減義務期間終了年度	2024年度
削減義務期間の開始年度	2020年度	削減義務期間終了年度	2024年度

計画期間における地球温暖化対策計画書の審査は完了しました
義務履行状況：未履行

不足量 : 600 t -CO2

$$① = ② - ③$$

義務履行状況

	削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂					整理期間	削減義務期間合計
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び予定の量							
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
排出上限量							37,500
削減義務量							12,500
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量	0	t-CO ₂

クレジット保有状況

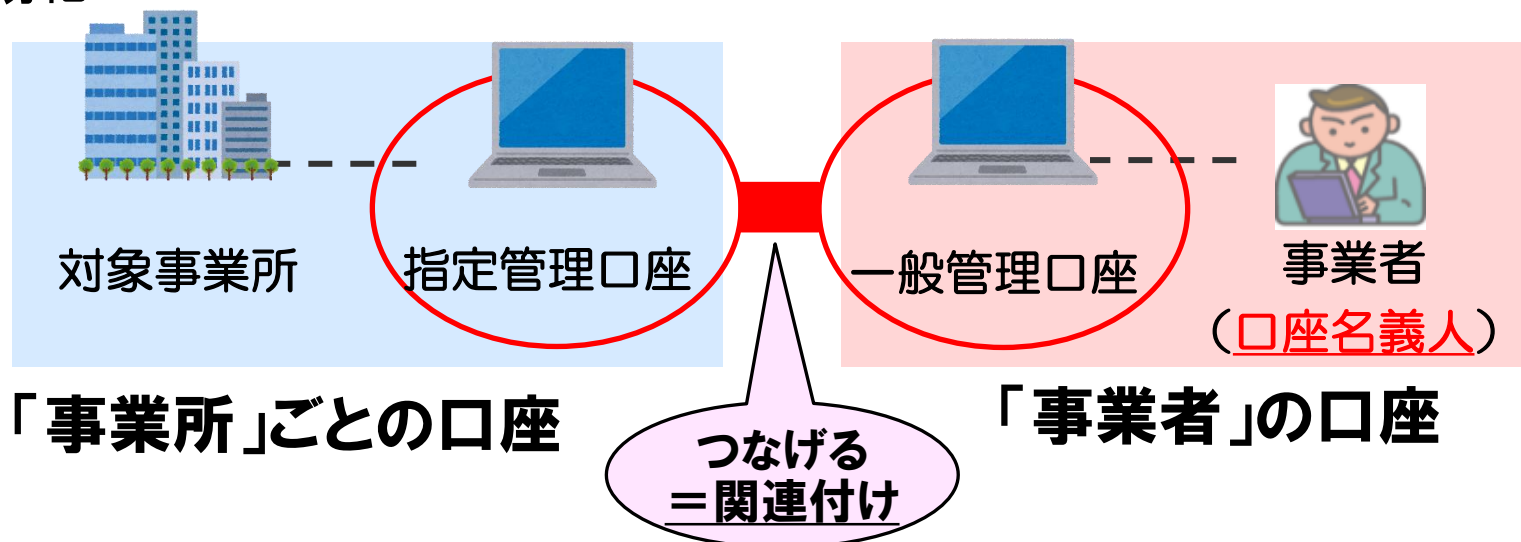
第1期クレジット		t-CO ₂
第2期クレジット	500	t-CO ₂
第3期クレジット		t-CO ₂

3. (4) ステップ2：一般管理口座の開設等

- ◆ 一般管理口座とは・・・事業者からの申請に基づき開設される
他事業者との取引(クレジットの移転・取得)をするための口座

◆ 排出量取引(以下のこと)を行うには、**開設が必須**

- ☑クレジットの売却・購入(排出量取引時)
- ☑事業所の超過削減量を、自社が所有する他の不足事業所の義務履行に使用
- ☑オフセットクレジットの発行
- ☑無効化



3. (4) ステップ2：一般管理口座の開設等（提出物）

◆ 提出物のイメージ

① 申請書（押印原本）

東京都知事 殿

別紙「申請者」記載の者の代理人
住所 東京都千代田区〇〇町〇〇丁目1番1号
氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類	1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）		
口座の開設要件に関する事項	指定番号 0021		
公表を希望する事項	5. 法人		
開設を希望する口座数	合計 2 口座		
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	指定管理番号	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり	合計 3 口座
	事業所の名称	同上	
	事業所の所在地	同上	
	指定番号	同上	
開設し、かつ指定の一般管理関係を行うこと	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 ② 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。		
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量の先連	会社名	株式会社東京〇〇	公表
	郵便番号	163-〇〇〇〇	
	住所	東京都新宿区〇〇町一丁目1番1号	
	所属名	財務部	非公表
	担当者名	新宿 太郎	
	電話番号	03-〇〇〇〇-△△△△	公表
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇	非公表
メールアドレス	Jiro_Shinjuku@△△△.co.jp	非公表	
備考			

※受付欄

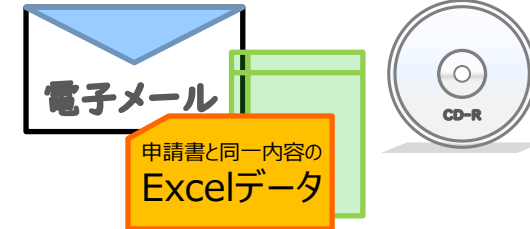
② 申請書添付書類（必要な場合）

令和5年10月17日

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数	2	
一般管理口座の仮番号	1	
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-0021-0 ※
	事業所の名称	新宿〇〇ビル
	事業所の所在地	新宿区 西新宿二丁目8番1号
	指定番号	0021
一般管理口座の仮番号	1	
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-9999-0 ※
	事業所の名称	△△新宿事業所
	事業所の所在地	新宿区 〇〇町一丁目1番1号
	指定番号	9999
一般管理口座の仮番号	2	
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-8888-0 ※
	事業所の名称	△△新宿ビル
	事業所の所在地	新宿区 〇〇町二丁目2番2号
	指定番号	8888

③ 申請書等の電子データ（電子メールに添付（2MBまで）/CD-R）※USBは不可



④ 印鑑証明書

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

3. (5) ステップ3：取引先の見つけ方①

◆電子システムの「見積受付登録事業者照会」を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る

**購入希望・販売希望
情報の登録が可能**

- ・クレジットの種類
- ・連絡先
- ・備考(価格やトン数など)

検索が可能

- ・購入事業者
- ・販売事業者
- ・クレジットの種類

登録

照会

選択	取引先種別	見積受付事業者としての登録	取引クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1,000文字) ※クレジット販売・仲介業 種別の両方を自由に入力 してください。	最終更新日
<input checked="" type="radio"/>	購入	希望しない				
<input type="radio"/>	販売	希望しない				

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引先種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考	最終更新日
代表者名	所在地	購入	超通利減量 郡内中小クレジット	連絡先	備考	2023/04/26
代表者名	所在地	購入	超通利減量 郡内中小クレジット (標準係 債換算) 再エネクレジット (その他 削減) 郡外クレジット 埼玉連携クレジット	連絡先	備考	2023/04/26
代表者名	所在地	購入	再エネクレジット (標準係 債換算) 再エネクレジット (その他 削減)	連絡先	備考	2023/04/26

※クレジットを買いたい方、売りたい方ともに登録可能

3. (5) ステップ3：取引先の見つけ方②

◆ 民間のクレジット仲介事業者に依頼

[環境局トップ](#) > [地球環境・エネルギー](#) > [大規模事業所における対策](#) > [排出量取引](#)

排出量取引

新着情報

2026年4月28日

2026年6月17日（水曜日）開催予定の東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2026のブース出展者の募集は終了しました。ご応募いただきありがとうございました。イベントの詳細は[こちら](#)を御確認ください。

お問い合わせにはメールを御利用ください。また、お返事に少々お時間をいただく場合もあります。

メールアドレス：[torihiki \(at\) kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp)

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at) を@に置き換えて御利用ください。

- [排出量取引に関する説明資料](#)
- [申請書類](#)
- [総量削減義務と排出量取引システム（削減量口座簿）](#)
- [排出量取引の実績（発行量/件数、取引量/件数等）](#)
- [排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）](#)
- [排出量取引の会計・税務処理](#)
- [排出量取引に関する法的な注意事項](#)
- [クレジット販売・仲介事業者](#)
- [今日の豆知識（コラム）](#)
- [お問い合わせ](#)

東京都環境局HP
「排出量取引」

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/



「・クレジット販売・仲介事業者」
に掲載されています

3. (6) ステップ4：削減量等の振替 (A社からB社へのクレジット移転時の流れ)

削減義務履行まで
残り100 tCO₂

指定管理口座

事業所 a

削減
超過



100
tCO₂

- 超過削減を達成
- 超過削減量を発行

指定管理口座

事業所 b

削減
不足



100
tCO₂

- 義務充当

関連付け

- ① 一般管理口座へ移転
(A社からB社への
移転準備)

関連付け

A社



100
tCO₂

一般管理口座

- ② 対象事業者AとBの間で超過削減量を移転
(A社からB社への移転)

B社



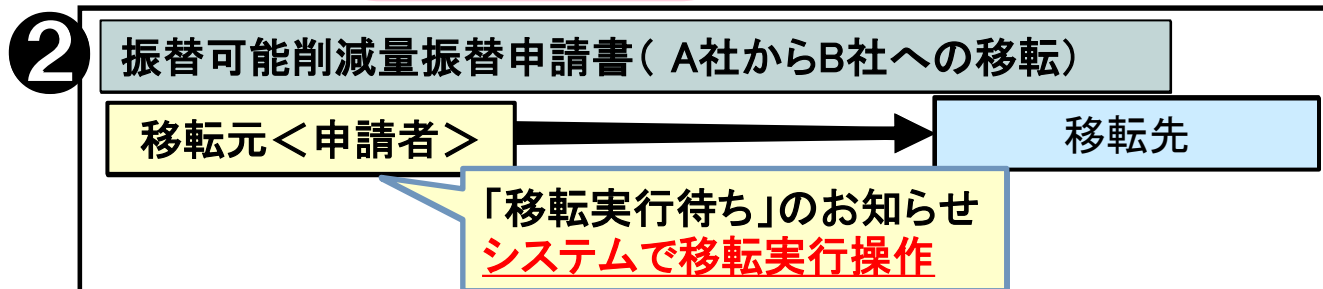
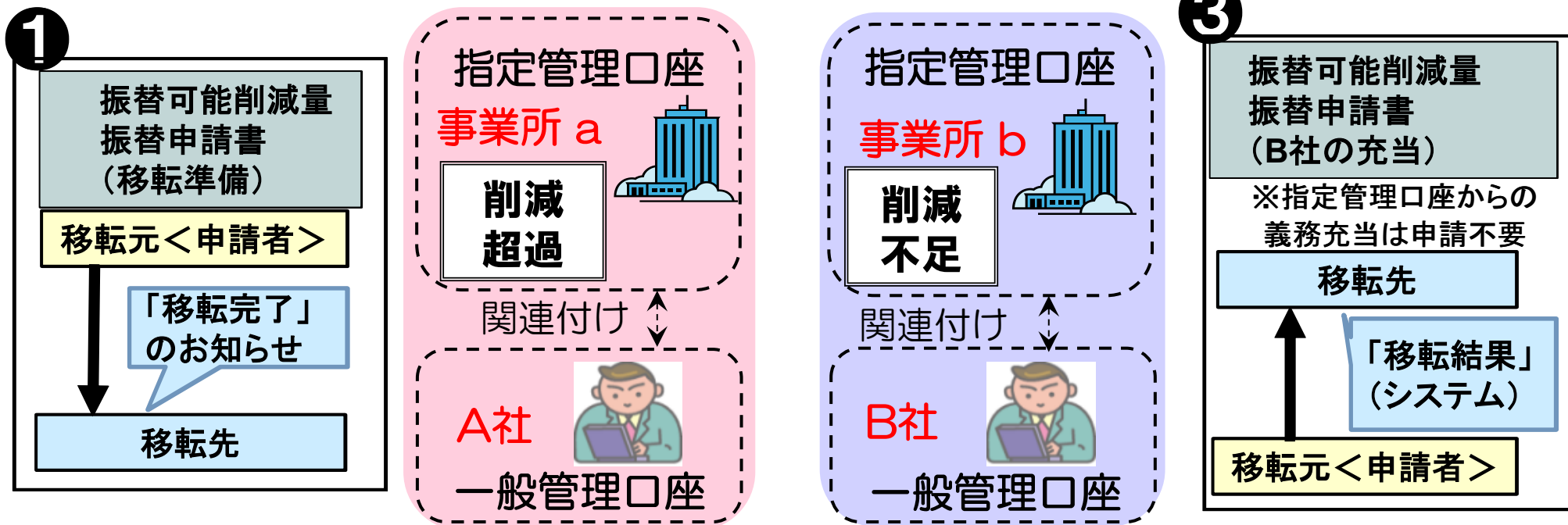
100
tCO₂

一般管理口座

- ③ 指定管理口座
へ移転
(義務充当
のため)

3. (6) ステップ4：削減量等の振替

- 移転元口座にクレジットがあることを確認後、**①②③**の順番で「振替可能削減量振替申請書」を提出
- **②**審査完了後、移転実行操作(システム)必要



3. (6) ステップ4：削減量等の振替（申請時の流れ）

◆ 基本的な提出の流れ

申請書を作成

ぜひ御活用ください！

- ・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
- ・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

相談窓口で事前確認も可能

留意点があります！

- ・事前に「オンライン提出利用届出書（押印書面）」の提出が必要です。
- ・口座名義人が複数の場合は口座管理者の登録が必要です。
- ・オンライン提出できない書類もあります。

● 郵送・窓口提出の場合
代表者印を押印後書面を提出

● オンライン提出の場合
エクセルの電子データを提出

<提出方法>

- ・相談窓口宛に「**郵送**」若しくは「**持参**」
- ・電子データを「**メール**」にて送付（CD-Rも可）

<提出方法>

システムからエクセルの電子データを「**アップロード**」

都で審査

- ・申請内容を審査後、システムに登録
（申請内容により、2週間から1か月程度で審査完了）

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

< 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口 >

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438 (受付時間：開庁日の9時～17時45分)

Email : torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)

ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)